



地域を知る

— 地域共生社会 —



地域共生社会に向けた
 取り組みを進めていくには
 その地域に暮らす住民自身が
 地域への理解を深めながら
 どのような街に暮らしたいのかを
 考えていく必要があります
 そして、住民同士の
 つながりや支え合う形は
 地域の数だけ、正解があります
 この取り組みに携わる時
 民生委員は
 その役割や活動を
 大きく変える必要はありません
 少しだけ
 地域への見方を工夫するだけで
 皆さんの立ち位置は見えてきます
 民生委員だからこそできること
 考えてみましょう

1 特集 …… P 2 ~ 25

① 「**地域を知る**
— 地域共生社会 —」 …… P 2・3

② **地域共生社会と
民生委員の役割** …… P 4~8
順天堂大学 前任准教授 松山 毅 氏

③ **住民とともに歩む
街づくり** …… P 9~13
柏市富勢地区民児協 前会長 山口 正美 氏

4 地域再発見 …… P 14 ~ 25

(P 14 ~ 17) 地域再発見 × **場所**
(P 18 ~ 21) 地域再発見 × **ひと**
(P 22 ~ 25) 地域再発見 × **組織**

2 令和4年度
事業報告・決算 …… P 26・27

お知らせ・編集後記 …… P 28

地域を知る

― 地域共生社会 ―

地域の場所・ひと・組織を知る

コロナ禍による長い自粛期間を終え、令和5年度から本格的に活動を再開したという地区も多いのではないだろうか。

少しずつ、以前の取り組みを再開していく中で、一人ひとりの住民や、目の前の活動に向き合いながら、あらためて皆さんが暮らす街（担当区域や地区）のことにも目を向けていきましよう。

本号は、第82号の続編として「地域共生社会」を主テーマに、「地域を知る」ことに焦点をあてました。少し「地域共生社会」の概要についておさらいをしましよう。

平成28年6月、地域共生社会に向けた取り組みが開始します。国は、「ニッポン一億

総活躍プラン」を発表し、少子高齢化や人口減少等の社会的課題を解決し、さらなる経済成長を目指すため、（左記のような）将来の地域像を示しました。

（抜粋）子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、**支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ**を育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して**助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する**

この背景には、住民の抱える課題が複雑・多様化し、公的支援の枠組みだけでは対応困難な事例が増えてきたことをはじめ、家族や近隣関係の希薄化により「地域力」が低下したことなども挙げられています。

この将来像は、そうした地域の現状を踏まえて、あらためて地域のつながりを再構築しようというものでした。

また、平成29年には、全民児童連が民生委員制度創設100周年を記念して、新たな活動スローガン「**支え合う住みよい社会地域から**」を発表しました。このスローガンには「地域共生社会」の考え方にも共通する「住民同士の支え合い」の重要性や、あ

「民生委員・児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童委員連合会」を「全民児連」、「全国社会福祉協議会」を「全社協」と表記（略称）。

本誌の
統一表記



ちば民児協だより第82号

●発行：令和3年12月／●頁数：24ページ／●特集テーマ：「地域共生社会と民生委員活動」／●データ：本会HPに掲載。ダウンロード可。
(<https://www.chiba-minkyo.or.jp>)

らためて「地域（担当区域）」を意識して活動しようという思いが込められています。その他、「地域共生社会」の詳細は、第82号「地域共生社会と民生委員活動」（左図）をご参照ください。

では、地域共生社会を目指す中で、民生委員は、どのような関わり方をしていけばよいのでしょうか。

民生委員は、福祉の専門職ではありませんが、地域福祉の担い手として「支援者」としての顔をもちます。当然、住民と同じ地域に暮らす「生活者」でもあります。

「支援者」と「生活者」。この2つの視点を通して、地域を見つめなおすと、それまで気が付かなかった地域の一面にふれることができます。

例えば、皆さんに「街の中で、住民が集まっている場所は？」と尋ねると、サロンや健

康教室など、福祉関係者が整えた居場所を思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。これは、福祉の視点、「支援者」として地域を見た時の回答です。

民生委員のことは、少し脇に置いて「その他の住民は？」と質問を重ねると、「そういえば、朝は第一公園やゴミ捨て場、お昼はスーパーの休憩スペース……」と、「生活者」目線の回答が出て来ると思います。

皆さんの地域には、支援対象者（高齢者・子ども・障がい者等）以外にも、様々な職種・世代の住民が暮らしています。

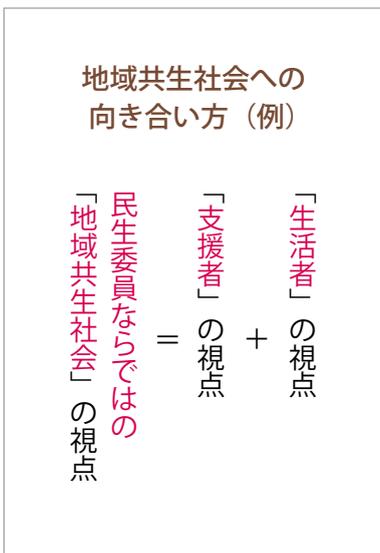
また、地域の外から、皆さんの地域にある職場や学校に通勤・通学する人、第一次産業や観光業に携わる方、住民の親族、行政や社協等の福祉関係者なども、地域に関わる人だと言えるでしょう。

今後、こうした「地域に関わる人」との

関係性にも目を向けながら、地域共生社会の実現に向けた取り組みを考えていく必要があります。そのためには、まずこれまで以上に、自分が暮らす「地域を知る」こと。特に「場所・ひと・組織を知る」ことから始めましょう。

その際、先ほどの2つ

の視点で、地域を見なおしていきます。どちらか一方の視点だけでは足りません。皆さんが暮らす街の環境や生活実態にあった「生活者」の視点。行政や社協等とつながりを持つ「支援者」の視点。この2つの視点を通して、地域を見つめていくことが、民生委員ならではの気配りや心配りを備えた「地域共生社会」の視点と言えるかもしれません。



そこで、本号では「地域を知る—地域共生社会—」と題して、順天堂大学先任准教授の松山毅氏の寄稿文（P4～8）や、柏市布施新町町会の取材記事（P9～13）、「地域再発見×場所・ひと・組織」（ワークショップP14～25）などを通して、この2つの視点で「地域を知る」ことについて考えていきたいと思えます。

ぜひ、本号を活用しながら、定例会や勉強会などで、皆さんの地区や担当区域のことを考える時間を持ってみてください。

地域共生社会が求められる社会的背景

ようやく、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、少しずつではありますが、住民による地域福祉活動も再開されてきました。しかし、コロナ禍による自粛生活が、元来「3密」（密閉・密集・密接）を前提とする地域福祉活動に対して与えた影響の大きさを、あらためて実感する日々でもあります。

もともと、地域における様々な生活課題は見えにくいものです。それでも、サロンや訪問活動などの取り組みを通して、細々とでもつながっていた関係性もコロナ禍で疎遠になってしまいました。あわせて、ボランティアとして地域福祉活動に参加して



順天堂大学スポーツ健康科学部

前任准教授 まつやま 松山 たけし 毅 氏

順天堂大学さくらキャンパスで教鞭をとる傍ら、千葉市・佐倉市・流山市・四街道市・印西市・八街市・酒々井町・栄町の地域福祉（活動）計画策定・推進委員や、県社協「千葉県福祉教育推進連絡会議」議長、政策調整委員会副委員長等の要職を務める。

いた方々も、活動の場や機会が制限され、再開を躊躇する人も多いと聞きます。

一方、コロナ禍で強制的に社会との交流が制限されたことで、あらためて「人と人」「人と地域」の有機的なつながりの大切さに気付かされ、当たり前に行われていた地域福祉活動の意義について再評価・再確認する時間にもなりました。

そのような中で、近年推進されている「地域共生社会」の創造は、まさに今日の社会関係が希薄化した地域において、目指すべき方向として疑う余地はないと思います。

地域共生社会は、子どもや高齢者、障がい者など、全ての人々が地域、暮らし、生

きがいを共に創り、高め合うことができる社会の実現を目指す概念です。

支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりを目指します。

本稿では、そうした地域共生社会に向けた取り組みを推進する中で、民生委員の役割や地域への向き合い方等について考えてみたいと思います。

地域共生社会に向けて

民生委員に求められる視点

民生委員の活動は、地域における個別課題への対応とともに、支え合う地域をつくる中で、「人と人」・「人と地域」・「人とサービス」をつなぐ役割が期待されています。地域の中で、理解者と協力者が増えることは、結果的に民生委員の活動を充実させてくれることにもつながります。

このような地域に根ざした活動を進めていくうえで、次の3つのポイントに留意して取り組むことが重要です。

その1 地域を知る

地域社会には、様々な「社会資源」があります。では、社会資源とは何でしょうか。一般的には、人的・物的資源を表しますが、それらは各種社会福祉制度やサービス、人材、組織や団体、活動、情報、拠点（空間、居場所）、財源、ネットワークなどが挙げられます。また、制度的（フォーマル）なものだけではなく、非制度的（インフォーマル）なものも社会資源です。

具体的には、課題を抱えるご本人や家族、近隣住民、町会・自治会、趣味の集まり、ボランティア団体やNPO法人、地区社協、まちづくり協議会、PTA、当事者グループ、学校、福祉施設や公共施設、商店や企業、様々

な専門職といったものが挙げられます。地域によっては、氏子などの互助組織や婦人会などが住民同士をつなぐ役割を果たしているところもあります。

地域の知り合いや団体を知っていると、いっただけでは、十分ではありません。

皆さんが知り合いの方々は、どのような特技や経験、知識をお持ちでしょうか。地域で活動している団体は、どのような事業やサービスを、誰に、どのように提供していますか。地域の公共施設や福祉施設に、利用できるスペースは、どれくらいありますか。専門機関や専門職の役割、よく知っている職員はいますか。そのような情報も、皆さんならではの社会資源になります。まだまだ地域には、気が付いていない資源や活用されていない資源があると思います。あらためて、地区民児協の定例会などで話し合ってみるとよいでしょう。

また、「地域を知る」ということは、社会資源を把握することだけではなく、地域には、その地域ならではの伝統や行事、慣習など、長い年月をかけて地域に根付いた文化があります。地域の人間関係や付き合い方などは、そうした地域の歴史・文化的な背景が影響していることが多いものです。

自分も、その地域に居住する住民の一人

として、地域の特徴や地域性を理解したうえで取り組むようにすると、より民生委員の活動を充実させてくれるでしょう。

その2 住民を知る

私たちは、「地域住民」という時、どのような人たちを想像するでしょうか。

地域活動に比較的理解があり、協力的な高齢者や、子どもが地域の学校に通学している子育て中の親世代などは、地域との関わりが多い住民層といえます。

では、町会・自治会に加入していない人は、地域住民といえるでしょうか。「子ども」や「障がいのある方」、「外国籍の方」、あるいは「福祉施設入所者」は、住民として認識されているでしょうか。

私たちが支援の対象としているのは、ひとり暮らし高齢者や子育て世帯をはじめ、要介護高齢者や障がい児者を抱えている世帯、ひとり親世帯、貧困世帯、引きこもりがある世帯など、何らかの助けや見守りを必要としている、孤立化しやすい住民が中心です。こうした住民も、もちろん地域住民の一人です。

しかし、支援の対象とされる住民は、どうしても「助けられる側」として捉えられがちです。いつの間にか、住民の中でも、「世話する側」・「世話される側」という役割が

固定されてはいないでしょうか。

そうした垣根を無くす、低くする取り組みは、身近なところから始めることができます。皆さんが日頃の活動で関わることの多いサロンや地域食堂などでも、高齢者は高齢者なりにできることはたくさんあります。子どもや障がいのある方などにも、その対象者の特性にあった「できること(役割)探し」をしながら手伝ってもらうと、やりがいや自己肯定感の向上にもつながります。

民生委員として、地域の社会資源でもある住民の人柄や得意分野を把握しながら、うまく「人と人」・「人と地域」をつなぎ合わせれば、それが住民同士の交流を生み、「お互いさま」の関係づくりにつながります。

地域住民を知り、地域を舞台に、そうした関係づくりをコーディネートできるのが、民生委員ではないでしょうか。

その3 連携を活かす

これまで見てきたように、地域には様々な目的で活動している個人や関係機関・団体があります。民生委員は、そうした人的・物的資源の多くを把握し、日々の活動の中で関わりを持っています。

それら既存の社会資源を結び付けていくことがネットワークであり、それによって編まれるセーフティネットが見守り・支

え合う地域づくりに生かされていきます。

民生委員は、そうした見守り・支え合う地域づくりを進めていくうえで、若い世代や地域との関わりが少ない住民など、地域の多様な人材が地域と関わりを持つことができるようなコーディネートをしていくことに気を配っていくとよいでしょう。

同じ地域に暮らす民生委員が、そうした役割を担うことで、より柔軟でより相互に交流できる地域づくりになるのだと思います。まさに、地域共生社会を目指す「お互いさま」の地域づくりです。

民生委員活動をしていると、住民だけでは解決が難しい課題に出会うことも多いと思います。

近年の福祉課題は、複雑化・多様化・深刻化しており、一つの関係機関・団体や個人で支援できることには限界があります。複数の関係機関・団体が、お互いの強みを生かしながら、連携・協力して課題解決に取り組むことが求められています。

しかし、地域で起きている課題や、それに取り組んでいる住民の活動は、必ずしも適切に専門機関につながっているとは限りません。

こうした際、日頃の活動を通して、行政や専門機関と連携し、住民の生活実態や課題を把握する民生委員だからこそ、解決に向けた「つなぎ役」を担えるのではないで

でしょうか。

また、専門機関などにつないだからといって、その世帯への支援が終わるというわけではありません。その後も、専門機関と連携しながら、そのサポート役として、地域での見守り活動などを継続する必要があります。

地域共生社会と民生委員活動

ここまで、地域共生社会の考え方や、地域共生社会の目指す地域、そのために民生委員に求められる視点について考えてきました。続いて、地域共生社会を実現するために、民生委員の活動に求められる役割をいくつか確認しておきたいと思えます。

その1 「生活者」としての民生委員

民生委員は、虐待や不登校・ひきこもり、貧困問題、発達障害の問題、育児不安など、複雑で深刻な課題に関わることがあります。

そのような課題に対して、民生委員にはどのような役割が求められているのでしょうか。

行政や専門機関は、福祉制度やサービスなどを活用して、個別課題の解決に向けた支援を通して当事者や家族と向き合います。

その一方で、民生委員は「課題を抱えている人・家族」としてだけでなく、同じ



地域に暮らす、同じ「生活者」として接することができるのです。

「生活者として接する」とは、どのような関わり方なのでしょうか。

専門的なやりとりをする必要はありません。日々のあいさつや見守り活動などを通して、「衣食住は大丈夫か」、「子どもの様子は変わりないか」、「体調は大丈夫か」など、対象となる住民に寄り添ったやり取りをするだけで十分です。要は「あなたのことを

気にかけていますよ」という気配りや心配りが「生活者として接する」ということです。近所に暮らし、住民同士である民生委員だからできる支援といえるでしょう。

要支援者である前に、一人の生活者として、その暮らし全体を見守り支えていくこと。日々の関わりがあるからこそ、何かあった時に変化や異変に気が付くこともできます。そして、そうした日常的なやりとりがあるからこそ、「大丈夫？ どうしたの？」と声をかけ、話を聴き、専門機関につなぐこともできるのです。

それは、民生委員に「身近性・柔軟性・迅速性」があるからできることです。まさに、地域の最前線で、住民を支えているということができるといでしょう。

その2 地域住民全体を見守ること

民生委員活動の基本は、課題を抱えている世帯を支える「個別支援」であることは言いつまでもありません。

複雑・深刻化する、特定の課題を抱える世帯を、関係機関・団体と一緒に支えるという点では、チームの一員としての行動が求められます。

しかし、地域で暮らすのは、そのような世帯だけではありません。一見すると、特に問題がないように思われる高齢者や子どもたちも、居場所がなかったり、社会関係

が希薄だったり、地域行事等を経験する機会が少ないなどの課題が指摘されています。そうした潜在的な課題には、世代や属性を問わず、広く地域住民全体を対象とした居場所や参加できる「場づくり」にも目を向けていく必要があります。

サロンや地域食堂などの取り組みを、もっと誰もが気軽に参加できる、地域に開かれた場所にする一方で、そうした場が課題を抱える世帯と地域とのつながりを生み出し、助けを求めやすい関係づくりや、孤立を防ぐことにもつながるのだと思います。さらに、行政や地区社協、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人等と連携すると、課題の早期発見や見守る場としての役割を備えることができ、地域の生活・福祉課題への予防的な取り組みにもなるでしょう。

その3 「つなぐ」・「つながる」役割

近年の社会保障・社会福祉の改革により、公助による最低限度の生活保障は整備されてきました。

一方で、公助の充実が、地域における互助や共助といった「地域力」の低下にもつながりうる（制度に頼ればいい、と「他人事」になってしまふ）という指摘もあります。

制度は、どんなに整備されても、必ず「隙間・狭間」を生じさせることも周知のとおりです。また、緊急時には公助は頼れず、

互助や共助が重要な役割を果たすことも想像に難くありません。

そうした時のためにも、地域における「お互いさま」の関係づくりを再構築すること、「隣人に関心を持つ」住民を増やす取り組みが急務であるといえるでしょう。

民生委員には、自身の地域活動を通して、理解者や仲間を増やすという視点を持つことも大切です。

これまで見てきた「地域を知る」・「住民を知る」という活動では、民生委員も住民の一人として、地域社会のなかで「つながり」を広げながら、住民同士を「つなぐ」ためのネットワークを充実させることが大切であるとお伝えしてきました。

そのような地域のネットワークができれば、地域の課題や困りごとの情報を把握することや、必要に応じて専門機関につなぐこともできます。

そうした「互助・共助」と「公助」が両輪となって初めて、地域を支えることができます。そして、その媒介者が「生活者」と「支援者」の視点を持つ民生委員なのだと思います。

「肩書のある隣人」としての民生委員

ここまで、地域共生社会の推進と民生委員のあり方についてお伝えしてきました。

地域共生社会は、行政・専門職・地域住

民が協力しながらネットワークを活かして、地域の困っている人を見逃さず、支え合うことができる地域社会を目指しています。

この取り組みを進めるためには、地域の中で、意図的・意識的に住民が抱える課題に気づき、制度や社会につなぎ、そして見守る存在が不可欠です。それができるのは、民生委員という「肩書のある隣人」である皆さんではないでしょうか。

地域の中で、最初に家庭内の異変に気が付くのは、ご近所さんが多いと思います。しかし、ご近所さんとはいえ、他人の家庭内のことに介入するのは、個人情報への壁の前では躊躇してしまいます。

そういう時、民生委員という「肩書き」があるから、声かけや見守り訪問をすることが出来ます。「肩書き」があるから、専門職からも連携を求められます。

支援者とは別に、生活者の顔も持つ民生委員には、「肩書きのある隣人」として、地域の「人と人」・「人と地域」・「人とサービス」を結び、地域共生社会の推進者としての役割があるのだと思います。

もちろん、地域の様々な課題に、民生委員だけで対応することはできません。やはり地域との連携・協力は不可欠です。

地域共生社会の基盤をつくる民生委員の役割



そのためには、個別支援だけでなく、地域内の様々な活動に参加・協力し、地域の関係機関・団体との関係づくりを心がけることが、結果的には自身の活動を助け、地域共生社会にもつながっていくのだと思います。

地域を支え、地域に支えらえる民生委員であること。地域共生社会における、民生委員のあり方ではないでしょうか。

柏市布施近隣センター

住民と ともに歩む 街づくり

特集

③



柏市富勢地区民生委員児童委員協議会

やまぐち まさみ
前会長 **山口正美** 氏

平成 19 年、民生委員に委嘱。平成 23 年から富勢地区民児協副会長、平成 26 年から令和 5 年 11 月まで、同地区民児協会長を務める。布施新町町会を担当区域に持ち、平成 28 年に有償ボランティア団体「布施新町支えあいネット」を立ち上げる。

- 取材日・場所：令和 5 年 9 月 6 日（水）・11 月 1 日（水）柏市布施近隣センター／●取材者：県民児協
- 右図は本会が作成しているため、実際の市域・地区図と異なります。



高齢化の進む町会と 布施新町いきいきネットワーク

JR北柏駅の北側に広がる富勢地区は、人口約2万4千人、市内のベッドタウンとして住宅地が広がる一方、地区内には多くの農地も点在し、地区北部には関東三弁天の一つである「布施弁天」や、桜の名所「あけぼの山公園」などがあります。

富勢地区の町会・自治会数は20。その中の1つ「布施新町町会」は、市内でも特に高齢化率が高く、令和5（2023）年4月現在の高齢化率は50%を超えています。造成当時（昭和40年代）から居住する住民の多くは、都心に通うサラリーマン世帯が多く、およそ1,340世帯・2,800人が暮らす閑静な住宅地です。

平成20年代に入ると、布施新町町会の高齢化は顕著になってきます。流入人口が多く、若年層の多い市の中心部とは異なり、平成22（2010）年当時の高齢化率は実に



市全体の約2倍（柏市19.9%）でした。

さらに、布施新町町会を担当区域にもつ山口さん（富勢地区民児協前会長）は「町会役員の任期が1年ということもあり、何か取り組みを始めても、すぐに役員交代があるので継続していく難しさがありました」と、当手を振り返ります。

こうした状況を受けて、平成23年7月、町会を補完するボランティア団体の結成に向けた協議・検討が始まります。町会では、今後の町会のあり方や街づくりを考えていく中で、町会全世帯を対象としたアンケート調査を実施。希望する取り組みや、参加・協力したい活動等についての意見を集めたところ、住民からは今後の取り組みにつながる多くの意見が寄せられました。

このアンケート結果や、町会の現状（住民の高齢化・役員の任期・布施新町に3町会あること等）を踏まえて、活動を継続的に、また町会を横断的に活動できる団体の必要性が確認されます。

そして、「このアンケートの実施により、町会全体で、あらためて高齢化の進む現状等を再認識する機会にもなりましたし、住民が同じ方向を向くきっかけにもなりました」と、山口さんは話します。

平成24（2012）年4月、町会とは別組織として、「布施新町いきいきネットワーーク（以下、「いきいきネットワーーク」という）が誕生します。構成員は、50歳〜80歳代、

170名でのスタートでした。

自分の暮らす街に必要な活動は？

いきいきネットワーークは、現在8つのグループに分かれて、団体の活動目標である「健康長寿のまちづくり」を目指した取り組みを進めています。

団体が発足した同年9月には、住民アンケートで最も要望の多かった「①ふれあいパトロールの会」を立ち上げ、町内の防犯パトロールを開始しました。この活動は、参加する住民同士の交流や健康づくりを目的に、毎回30人ほどの会員が週3回、3グループに分かれて町内を巡回しています。

翌年には、町内にある4公園の花壇管理をする「②草花で街を明るくする会」が発足。平成26（2014）年には、町内3公園で週3回、フレイル予防体操・脳トレ体操を行う「③ふれあい健康体操の会」が発足しています。

以降も、平成27（2015）年には団体や各グループ活動の周知を図る「④ホームページ委員会」。平成28（2016）年には、ふれあいセンターを拠点に、様々なイベント（茶話会・健康づくりに関する研修・合唱・紙芝居・筋トレ・脳トレ体操等）を提供する「⑤布施新町ものがたり広場」という通いの場が創設されます。

平成28年12月から開始された「⑥布施新



（写真）布施新町町会の集会所「布施新町ふるさとセンター」。「布施新町ものがたり広場」の研修やイベントなども開催されている。

町みらいプロジェクト」は、東京大学高齢社会総合研究機構（I.O.G）・柏市・柏市社協の協働プロジェクトとして、超高齢社会の新しいコミュニティづくりのモデル事業として始まりました。ここでは、それまでいきいきネットワーークが対象としてきた高齢者世代に限らず、全世代の住民を対象とした活動を実施しています。おしゃべり広場や百人一首、絵手紙などを通して交流する「みんなの広場」、みらい寄席やこども向けのイベントを開催する「ぶらりゆめプラザ」、外国で日本語を学ぶ学生との「オンライン国際交流」、スマートフォンの使用方

法を学ぶ「スマホ教室」の4つの活動です。最近では、平成30（2018）年に、フレイル予防や認知症予防を目的とした「⑦布施新町脳トレ麻雀クラブ」が発足しています。

特筆すべきは、こうした活動の多くは、アンケートに基づき、住民自身が自分たちの生活や布施新町の環境にあった内容・方法を考えながら始めていることです。

まさに、布施新町版「地域共生社会」の実現に向けた取り組みです。

福祉の視点を取り入れる

先に挙げた取り組みの多くは、参加する住民の「健康づくり」や「住民同士の交流」を目的としたものです。

山口さんは、「そうした場に参加できない住民と、どのようにつながるか。どんな関わりを持っていけるのか。民生委員として何かできることはないか」と、発足当初から住民同士が「支え合う」仕組みづくりを模索していたようです。

日頃の見守り訪問や、毎年5・6月頃に柏市民児協として実施する「声かけ訪問調査」（実施主体：柏市地域包括支援課）を通して、町会の高齢化が進んでいることや、日常生活の中で、ちょっとした困りごとを

抱えている住民がいることも把握していました。

ただ、「民生委員としては、住民への直接的な支援を日常的に行うことはできませんし、とても一人で手が回るものでもありませんでした」と、葛藤があったようです。

そこで、そうした支援ニーズの受け皿として考えたのが、町会の住民同士が日常的な支援を通して支え合う「布施新町支え合いネット（以下「支え合いネット」）の創設でした。

平成27年11月、支え合いネットの立ち上げの是非や、希望する支援内容等を把握するため、町会全世帯を対象としたアンケート調査を実施します。

この案内文には、「65歳以上の住民が半数近くになったことを踏まえ、この先の将来、いつまでも自宅で安全・安心に過ごせるように、地域全体で支え合う仕組みづくりを検討している」ことを挙げ、住民の意見を募りました。

アンケートは、無記名回答で実施。その内容は、回答者の世帯構成や年齢層等の基情報をはじめ、次の8項目からなります。

①住民同士が支え合う仕組みが必要か、
②どんなことを手伝ってもらいたいのか、
③どんなことを手伝えるか、④もし手伝いを依頼する時、有償と無償のどちらが頼みやすいか、⑤（有償の場合）いくらが妥

当か、⑥支え合いネットを立ち上げた場合、依頼したいか、⑦支え合いネットを立ち上げた場合、手伝うことができるか、⑧支え合いネットへの意見」というものでした。

当初、町会やいきいきネットワークからは、この活動について懐疑的な声も聞かえてきましたが、アンケートの結果（次頁参照）を踏まえると、「想定以上に多くの賛同意見をいただきました。毎日の暮らしの中で、公的な支援やサービスでは頼むことができない、ちょっとした支援を必要としていることがよくわかりました」と、山口さんは支え合う仕組みづくりの必要性を再確認できたようです。

平成28年6月、いきいきネットワークのグループ活動の一つとして、高齢者や体調を崩された方を対象に、日常生活支援を行う有償ボランティア団体「布施新町支え合いネット」を立ち上げます。

それまでのいきいきネットワークの取り組みは、主に会員である参加者の健康や交流、生きがいづくりに焦点をあてたものでした。

この支え合いネットは、民生委員ならではの福祉の視点を取り入れ、そこに参加できない・していない住民にも目を向けて、住民同士が「支え合う」ことを目的とした取り組みです。

支え合いネット設立時のアンケート結果(概要)

- 町会 1,174 世帯を対象に、アンケートを実施し 602 世帯から回答 (回答率 51%)。
- 602 世帯の世帯構成は、ひとり暮らし 13%、夫婦二人暮らし 52%、その他 35%。年齢構成は、65 歳以上は 339 世帯 835 人 (56%)、75 歳以上は 109 世帯 182 人、85 歳以上は 9 世帯 15 人。
- 「①支え合う仕組みづくりは必要か?」の設問には 488 世帯 (81%) が必要と回答。
- 「②手伝ってもらいたい支援内容」は、草取り・ゴミ出し・買い物等を希望する意見が多かった。
- 「③手伝うことができる支援内容」は、ゴミ出し・買い物・草取り・病院の付き添いの順で多かった。
- 「④支援の費用は有償?無償?」の設問は、「有償」希望が 76%。
- 「⑥支援を依頼したいか?」の設問には、81%が「今は必要ない」と回答。支え合いネット創設には賛成しているのが、住民の多くが将来的な利用を見越していると推測。
- 「⑦支援を手伝うことができるか?」の設問には「手伝える」は 185 人 (31%)、「将来は可能」は 196 人 (33%)。

支え合いネットの利用料金表(概要)

項目		料金等
ゴミ出し	可燃・不燃・資源ゴミ等で曜日異なる	1回 50 円
ゴミ当番代行	①ネット出し・片付け ②ネット出しのみ ③ネット片付けのみ	① 1回 200 円 ②・③ 1回 100 円
草取り	庭・家屋周辺	1 人 30 分 毎に 250 円。原則 1 回で終わるように複数人に対応。
軽作業	家屋内外の作業 (電球交換・荷物移動等)	1 人 15 分 毎に 100 円。室内は 2 名に対応。

※利用料は協会の手間賃となる。支え合いネットの主な活動費は町会の賛助金 (5 万円) と柏市の補助金 (3 万円) 等。

活動当初は、アンケートで要望の多かったゴミ出し支援と草取り支援から開始しました。少しずつ、活動の認知度や他支援の要望が増えてきたことから、平成 29 年 1 月からは「ゴミ当番の代行や、家屋内外の軽作業も支援内容に加えていきます。」

支援を利用したい住民は、あらかじめ基本情報や利用したい項目・内容等の登録をします (令和 5 年 3 月現在…71 名)。

また、約 60 名いる協力会員も、担当する支援が決められています。利用登録者からの依頼が入ると、6 名いるコーディネーターが支援を担当する協力会員の活動可能日(事

前申告制)と、利用者の希望日をマッチングしていきます。

ゴミ出しやゴミ当番代行は、一人の住民が複数回利用することが多く、草取りは時間を要するため、複数人に対応するようにしています。

初年度や令和 3・4 年度の活動件数は、左頁上表の通りです。ひと世帯が日常的に複数回利用していることがわかります。

主な傾向として、「草取り」は微増となっていますが、その他 2 つの支援は、町会がゴミ捨て場の環境を改善 (カラス除けネット



(写真) 草取りの依頼があると、下見をしたうえで作業人数を決定している。また、協力会員には、お揃いのオレンジの帽子や鎌、軍手などを支給。

布施新町支え合いネットの支援件数等(概要)

支援内容	初年度(2016年)	R3(2021)年	R4(2022)年
ゴミ出し	(利用) 2世帯: 5回 (支援) 5人	(利用) 30世帯: 610回 (支援) 621人	(利用) 27世帯: 239回 (支援) 249人
ゴミ当番代行	(利用) 3世帯: 9回 (支援) 9人	(利用) 14世帯: 131回 (支援) 131人	(利用) 9世帯: 92回 (支援) 92人
草取り	(利用) 9世帯: 21回 (支援) 62人	(利用) 26世帯: 37回 (支援) 193人	(利用) 21世帯: 40回 (支援) 197人

図内の(利用)は利用した世帯数と延べ利用件数を指す。(支援)は支援に関わった協力会員の延べ人数。

支援内容のうち、草取りは1回の依頼に対して複数人で対応するため支援者数が多い。また、ゴミ出しとゴミ当番も、ゴミ出し日が週3回あるため、件数が多い。

トやゲージ等を設置)したことで、ゴミを出す際の手間が減り、支え合いネットへの依頼件数が減少したといふことのようにです。

「継続すること」は変化を続けること

支え合いネットも、設立から8年を迎え、大きなターニングポイントを迎えています。山口さんは、依頼件数が減少していることに加えて、協力会員の高齢化も重なり、支え合いネットの活動に、少し行き詰まり感を感じているようです。

機会あるたびに、利用者や協力会員を募集するチラシを配布したり、個別に声かけ等も行っているようですが、なかなかその効果も現れていません。

ただ、その一方で、「住民の中には、『ただ自分でできるから』と、先々での利用登録を希望する方もいますし、利用登録をしていても、将来身体が動かなくなったら利用したいという声もあるんです」と、支え合いネットがセーフティネットの役割を果たしている、山口さんは話します。

少しでも、こうした状況を改善できないかと、「買い物支援」や「菓の受け取り支援」を新しい支援内容として加えることができなにか。隣接する支援グループと連携することができないか等の検討を始めています。「これからさらに、この街の高齢化は進んでいきます。だからこそ、今以上に住民同

士が『支え合う』仕組みは必要とされると思います」

地域共生社会に向けた取り組みとは、そこに暮らす住民誰もが安全・安心に生活できる環境を整えていくことです。

その実現には、そこに暮らす住民が主体的に街の将来について一緒に考えること、その街づくりに参加すること、住民同士が支え合うといった視点を持つことが大切になってきます。

今回ご紹介した、いきいきネットワークや支え合いネットは、まさにそうした取り組みを、公的な支援に頼ることなく、自分たちの手で始めています。

活動当初に比べて、継続していくことへの課題も出てきてはいますが、それを克服していくヒントは、やはり自分たちの暮らす街を見つめなおすこと、街の変化(住民の生活環境・ニーズ等)に目を向けていくところにあるのでしよう。

現在、山口さんが悩みながらも「支え合う」内容や方法を、時代にあわせて変化させていこうとしているのが、まさにそうした取り組みです。

地域共生社会の環境づくりは、一度整えたら、それでおしまいというものではなく、街やそこに暮らす住民と一緒に、変化を続けるという視点を持つことも大切なのでしよう。

地域再発見 × 場所

地域のいろいろな場を知る

主観的な「孤独」と客観的な「孤立」

全民児連が、民生委員制度創設百周年を機に実施した「全国モニター調査」によると、「社会的孤立状態」にあり、かつ困りごとを抱える住民への支援を行なった経験を有する「民生委員」は53,454人。実に、4人に1人の委員が支援活動に携わっていることが見えてきました。

さらに、対象となった住民の年齢層も、未就学児から85歳以上の高齢者まで、非常に多岐にわたることがわかってきました。

ここでいう「社会的孤立」とは、どういう意味でしょうか？ 似た言葉である「孤独」とあわせて、その意味を辞書で確かめてみると、次のようにあります。

<p>孤立</p> <p>他者から切り離されて、味方や理解者がいないこと</p>	<p>孤独</p> <p>一人きりであること、その状態を寂しく感じること</p>
---	---

こうしてみると、「孤独」は、自身が感じている気持ちを意味しているため、主観的な要素が強いことがわかります。

「孤独」であること、それ自体を好む人も見受けられます（例：孤独を愛する）し、一人で主体的に何かを行うことを「おひと

り様ランチ」のように、前向きな言葉として使用されることもあります。

一方の「孤立」は、好むと好まざるとに関わらず、社会や地域との接点（糸）がプツリと切れてしまっている状態を意味しています。つまり、客観的な要素が強いということです。

人が「社会的孤立」といった状態に陥っている場合、それは周りの人も含めた社会や地域という「場所」とのつながりが希薄になっていると考えられそうです。

いろいろな「場所」

地域には、住民同士がつながりを持つ、いろいろな「場所」があります。

ここで言う「場所」とは、例えば、（左頁記載の）「歴史」や「地理」に関わる場所もあれば、住民同士が日々の暮らしの中で交流できる「居場所」や「小さな拠点」のような場所もあります。

「小さな拠点」とは

内閣府が推進する地方創生施策の中では、地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している場所のことを指します。ここでは、地域の「住民が気軽に集まる場所」として同語を使用しています。

「社会的孤立状態」に陥っている人が求められているのは、そうした地域の中でも、人とのつながりを感じたり、自分自身が安心できる「居場所」や「小さな拠点」といった場所になるでしょう。

令和5年3月、内閣官房と子ども家庭庁設立準備室（当時）が「子どもの居場所づくりに関する調査研究報告書」を公表しました。このなかで、子ども・若者の居場所に関する理念や視点、求められる要素として、下枠の13点が示されました。

これは、子どもに関する調査報告ではありませんが、高齢者や障がい者をはじめ、地域に暮らす住民の「居場所」・「小さな拠点」づくりを考えていく上でも、多くの項目が共通する視点・要素だといえるでしょう。

皆さんが、一人の「生活者」として、地域を見渡した時、どのような居場所や小さな拠点を見つけることができるでしょうか。そして、そうした場所に、「支援者」である民生委員として、どのように関わっていくことができるでしょうか？

次頁のワークシートを活用しながら、生活者と支援者という2つの視点で、地域の「場所」を見つめなおしてみましよう。

委員同士で話し合う中で、自分が気が付いていない居場所や小さな拠点を発見することもあるでしょう。もし、地域にそうし

た場所が見当たらない場合は、今後どのように整えていけばよいのか、一緒に地域共生社会の姿（場所）を描いていきましょう。

- ① 子ども・若者が安心して休息できること、安らげること
- ② 子ども・若者がありのままの自分でいられること、受容されること
- ③ 子ども・若者が自分の気持ちや意見を表現できること
- ④ 子ども・若者が自己肯定感を抱けること
- ⑤ 子ども・若者が自分の役割を感じられること、自己有用感を抱けること
- ⑥ 子ども・若者が自分の存在を認識できる、生きているという感覚を抱けること
- ⑦ 人と人との関係性が開かれていくこと
- ⑧ 自分さかしの学びが生まれること
- ⑨ いつでもある、戻れる場所であること（年齢により途切れることがない）
- ⑩ 子ども・若者が主体であること
- ⑪ いつでも自由に1人で行けること
- ⑫ 過ごし方を選べること
- ⑬ 子ども・若者の味方である大人が
つなぐこと

- (歴史) ●街の成り立ち／●歴史遺産／●10年前との街の変化等
 (地理) ●気候／●山・川・海／●公園／●田畑／●自然災害／●人口／●男女比／●世帯数／●高齢化率等／●産業／●交通（電車・バス）等

歴史・地理

居場所 小さな拠点

- (居場所) ●高齢者サロン／●食事会／●地域食堂／●健康教室／●定期的な集いの場等 (小さな拠点) ●病院・診療所／●スーパー／●コンビニ／●公園／●集会所／●公民館／●ゴミ出し場／●学校／●幼稚園・保育園／●寺・神社／●河川敷／●バス停留所／●郵便局／●日用品販売店／●飲食店／●運動施設／●喫茶店／●図書館等

※「居場所」……ここでは、支援者が特定の対象者向けに設置したところを指します。

「場所」を探そう！

皆さんにとって、地域の中に心の拠り所となる「居場所」や「小さな拠点」はありますか？ 例えば、「ここにいれば安心」、「ほっと一息つける」、「いつまでも居たくなる」、「あそこに行けば、仲間に会える」といった場所です。

必ずしも、公的施設・場所である必要はありません。スーパーの休憩スペースや公園、商店など、定期的に、あるいは知らず知らずのうちに足を運んでいるところが、皆さんにとっての「居場所」や「小さな拠点」なのかもしれません。

地区民児協の皆さんと話しながら、そういった可能性を秘めている「場所」を一つでも多く見つけてみましょう。

STEP 1 まず、地域の「生活者」の目線で、次の2点について考えていきましょう。

- 1 ご自身が生活している場所（居住地周辺）で、皆さんや住民の方が「ここにいれば安心」、「ほっと一息つける」「いつまでも居たくなる」、「あそこに行けば、仲間に会える」と思える「場所」はどこですか？
また、その場所は、なぜ自身にとって「居場所」や「小さな拠点」と思えるのかを考えてみましょう。
- 2 皆さんが暮らす街の歴史や地理（P15 参照）について、わかる範囲で書き出してみましょう。

MEMO

STEP 2

次は、「支援者」である民生委員の視点で考えていきましょう。

日頃の活動でお会いする住民や要支援者の方に、おススメできる場所がありますか？ 下記項目を例に該当する場所を考えてみましょう。また、どのような場所が不足していますか？

MEMO 参加できる場所（軽体操・手遊び・話し相手・趣味・悩みごと相談・世代間交流等）
／景色のいい所／お花見／喫茶店／歴史を感じられるところ／新しいお店 etc

STEP 3

STEP 1・2 で整理した「場所」について、地区民児協の仲間同士で紹介しあいながら、区域（居住地）マップを活用し、その「場所」が具体的にどこにあるのか確認しておきましょう。

時間があれば、新たに気が付いた場所に、実際に出かけてみましょう。

MEMO



大西 眞典（おおにし・まさのり）

本誌編集委員
本会監事／酒々井町民児協会長

（歴史） 酒々井町は、明治 22 年 4 月に「市制・町村制」が施行された際、近隣 16 町村が合併し誕生しました。これ以降は合併することなく、令和 5 年で町制 134 年を迎え、（明治の大合併以降そのまま現存する）「日本で一番古い町」とされています。

もう少し歴史を遡ると、室町期には千葉氏宗家の居城・本佐倉城が置かれ、江戸期に設けられた酒々井宿は成田山詣の参詣客で賑わいをみせたところでもあります。

（小さな拠点・居場所） 住民が、日常的に・定期的集まる場所はどこだろう？と、自分の街を思い浮かべてみると、例えば、毎朝 7 時からラジオ体操をしている公園や、趣味・健康づくりなど様々なサークル活動が行われている公民館、大型スーパーの一面に設置された休憩スペース等が思い浮かびます。そうした場所に加えて、支援者側が「居場所」として設置したところも含めると、地域には意外と住民の集う場所が多いことに気がつきます。

地域再発見 × ひと

地域に暮らす・関わるひとを知る

福祉は「お互い様」から始まる

福祉やその担い手を考える際、一般的には、ケアマネジャーや介護福祉士などの専門職（プロフェSSIONナル）が特定の住民を支援するという構図を思い浮かべる人が多いかもしれませんが。いち住民が相容れない専門的な領域だと思われがちなのです。

しかし、日本の福祉を推進する「社会福祉法」第4条第1項には、次のように記されています。

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を旨として行わなければならない。

福祉とは、けつして特別なものではなく、地域に暮らす住民が、お互いに助け合いながら支え合うことが明記されています。

そして、それを推進する主役は、行政でも専門職でもなく、あくまでも地域に暮らす住民自身なのです。

住民が主体的に支え合う関係をつくっていくためには、日常的な関わりが何よりも大切です。行事・イベント時や、支援が必要な時だけの関わりではなく、日頃からのあいさつや立ち話などを通して、顔の見え

る・顔をあわせた生活者同士のやりとりが、何かあった時にお互いを思いやる「お互い様」の気持ちや育んでいきます。

地域を推進する、あるいは地域共生社会を創る（見直す・再生する）ということは、そうした「お互い様」の関係を築いていくこと、増やしていくことです。

「ひとを知る」ことは

福祉の担い手探し

住民一人ひとりが、地域福祉の主役・推進者とはいっても、その力は小さなものだと思われるかもしれませんが。ただ、このような調査結果があります。

内閣府の「社会意識に関する世論調査（令和5年3月発表）」によると、「社会の一員として社会のために役立ちたい」と感じている住民は、全体の64.3%にのぼるといふ結果が出ています。

もちろん、どのような役に立ちたいと考えているのかは、住民一人ひとり異なりますが、その回答を見ていくと、例えば「自分の職業を通じた活動」や「自然・環境保護に関する活動」・「高齢者・障がい者・子どもに対する介護等の社会福祉に関する活動」・「自主防災活動や災害救助活動」・「子どもの登下校時の交通安全に関する活動」・「家事や子どもの養育を通しての活動」など、実に多彩な内容となっています。

そうした意識を持っている住民が、皆さんの地域にも潜在的にいらっしゃることを考えると、まずは同じ地域に暮らす「ひと（住民）」を知る」ことが地域福祉の担い手作り・担い手探しにもつながります。

行政や社協、町会・自治会の行事・イベント等に参加しながら、意識的に「ひとを知る」機会を作り、ボランティアに意欲のある住民を発見・発掘することや、福祉に関わるきっかけづくりなどを行っていくという視点を持つておくとういでしょう。

地域に関わる・暮らす

「ひとを知る」ということ

まずは、皆さん自身が地域に関わる人やそこに住まう人たちに、今まで以上に強い関心をもつことから始めましょう。

その対象は、地域に暮らす人だけではありません。例えば、行政や社協などの支援者は、生活や福祉に関するサービスを通して地域と関わりを持っています。

「関係人口」と呼ばれる人達もいます。地域で会社や商店を営む人、地域内の会社や学校に通う人、お祭りや観光などに携わる人などもいるでしょう。

少し見方を換えれば、下記のような「暮らす人」・「多様性」といった分類もあります。「ひとを知る」ということは、何も「福祉

「関係人口」とは

地域の内外問わず、地域づくりや生活・福祉サービス等を通して、地域や地域住民と関わる多様な人々を指す言葉として使用。（項目は下記参照）

に関わる人を見つかる」ということだけではありません。「お互い様」と言い合える、ご近所さんのようなつながりの輪を、どんどんと広げていくためには、こうした地域と関わる人達を知る（把握する）ことも大切です。

地域に暮らす皆さんには、「生活者」としての視点があります。さらに、「支援者」である民生委員という視点を通して、住民と向き合うこともできます。

この双方の視点に立ちながら、地域やそこに暮らす住民を見つめることが、地域共生社会の実現に向けた、民生委員として関わり方なのだと考えてみましょう。

そのうえで、まずは身近なところから、皆さん自身の心の琴線に触れる人を、少しずつ増やしていきましょう。

皆さんの近くには、どのような「ひと」がいますか？ 次頁のワークシートを活用しながら、地区民児協の仲間と話し合ってみましょう。

暮らす人 多様性

(暮らす人) ●高齢者／●子ども／●障がい者／●成年／●夫婦世帯／●ひとり暮らし／●3世代／●ひとり親世帯 等
(多様性) ●世話焼き／●話好き／●サークル主催／●国籍／●動物飼育／●人種／●宗教／●政治／●性的指向 等

関わる人

(福祉制度・サービス) ●行政／●社協／●福祉専門職（保健師・ホームヘルパー・介護支援専門員・保育士・社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士等）／●医師・看護師／●保護司 等
(関係人口) ●地域を行き来する人／●ルーツを持つ人／●勤務／●過去居住／●教師・学生 等
(イベント) ●祭り／●観光／●NPO 等

地域再発見

×

ひと

「ひと」を探そう！

地域づくりを考えていく時は、まず自分の街に、どのような「ひと・物・金・時（機会・タイミング）・知らせ（情報）」があるのかを考えていきます。「社会資源」と呼ばれるものです。なかでも、地域に暮らす「ひと」は、最も大切で最も土台となる社会資源です。

この「ひと」のつながりを広げていくこと、お互い様の関係性を紡いでいくことが、地域づくりにはとても大切です。そのためには、まず皆さんの周囲にいる「ひと」を知る必要があります。皆さんの心の琴線に触れる人を探し、その輪を広げていきましょう。

STEP 1

まず、地域の「生活者」の目線で考えてみましょう。

これまでの人生（生活）のなかで、心に残っている人を思い出してみましょう。また、なぜその人があなたの心に残っているのか、下記例を参考に考えてみましょう。

例 1 小学校 2 年生の時の担任の先生

給食を食べるのが遅かった私を、クラスメートはからかったけど、先生は「急がずあわてず、食べればいいよ」と、ずっとそばにいてくれたから。

例 2 近所にあったパン屋のおばさん

焼きあがった食パンのカットして残った部分を、子ども同士が遊んでいる際に、おやつとしてくれたから。

例 3 お隣に住んでいた一人暮らしのおじいさん

いたずらっ子だった私や友だちに対して、いつも厳しく叱りつけていたが、時折良い行いをすると、満面の笑顔で褒めてくれたから。

MEMO

STEP 2

今現在、皆さんが生活している地域に、ステップ1で思い出したような、「心の琴線に触れる」ような人はいますか？ また、現在その人とは、どのような関わりを持っていますか？

STEP 3

次は、「支援者」である民生委員の視点で考えていきましょう。昨今の地域における様々な生活課題を考えると、「こんな人が地域にいてくれる(関わってくれる)といいのになあ」といった希望や期待はありますか？ 地域を見渡してみてください。

また、そうした人たちと出会うには、どのような機会や場所がありますか？ 日頃の活動を振り返りながら、皆さんで話し合ってみましょう。

MEMO

柏市富里地区民児協では、定例会後に勉強会を開催し、月のテーマに沿って、地域包括支援センターや行政担当課、社協等の職員を講師に迎えています。こうした機会は、関係者との顔つなぎの場にもなっています。

また、年に1回、地区内にある2つの小学校の校長・教頭に来ていただき、意見交換の場を持っています。最近では、お母さんたちの居場所づくりや、総合学習のお手伝い等を依頼されるなど、学校との連携を深める場にもなっています。



山名 恵子 (やまな・けいこ)

本誌編集委員長
本会副会長／柏市民児協会長

その他、地区の拠点となっている近隣センター（※公民館のような施設）では、多くのボランティア団体やサークルが活動しています。福祉に限らず、手芸や体操、ダンス、ヨガ、囲碁・将棋、卓球、防犯・防災、地域づくり団体など、地域に関わる「ひと」の多さ・多様性に気が付きます。

こうした団体が集うお祭り等のイベントでは、いろいろなコーナーを回りながら、各団体の活動内容をお聴きしたり世間話をする中で、意識的に顔見知りを増やすようにしています。

顔見知りが増えれば、活動に関わる情報が入ってくる機会も増えますし、なかには福祉活動に協力的な方もいます。日頃のこうした顔見知りを増やすことが、民生委員活動の負担軽減には役立つのかなと感じています。

地域再発見

組織 ×

地域で活動する、
地域に関わる、
地縁&支援組織を知る

自助や互助から広がる

助け合いの輪

皆さんの日常生活の中で、身近なつながりの一つに「地縁」があります。

この「地縁」とは、住む土地にもとづく縁故関係であり、近隣住民との間でのつながり（縁）を意味します。

代表的な表現として「向こう三軒両隣」という言葉がありますが、この言葉には『もう少しご近所に対して、お節介になってもよいだろう』という姿勢とあわせ、『自分の身に何かあった時には、迷惑をかけても構わないだろう』といった、助け合いの精神が込められています。

こういったつながりのことを「互助」と呼んでいます。そして、この互助を組織化したものが「町会・自治会」です。

地域においては、この互助以外に、介護保険制度などの「共助」や、自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対して、必要な生活保障を行う「公助」があります。地域には、公私を問わず、様々なつながりや支え合い、助け合いがあるということです。

少し古い資料になりますが、平成21年5月に公表された厚生労働省・地域包括ケア研究会が示した報告書には、下枠のような記述が見られました。

ここでは、「自助」や「互助」は、人生と生活の質を豊かにする要素が含まれているとしています。住民が、自立した生活を豊かに過ごすためには、やはりこれからの時代だからこそ、あらためて自助や互助のあり方を見直していく必要があります。

● 自助や互助は、単に、介護保険サービス（共助）等を補完するものではなく、むしろ人生と生活の質を豊かにするものであり、「自助・互助」の重要性を改めて認識することが必要である。

● 特に、これまであまり明確に議論されてこなかったが、互助の取組は高齢者等に様々な好影響を与えていることから、その重要性を認識し、互助を推進する取組を進めるべきではないか。その際、地縁・血縁が希薄になりつつある都市部等でも互助を推進するため、これまでの地縁・血縁に依拠した人間関係だけでなく、趣味・興味、知的活動、身体活動、レクリエーション、社会活動等、様々なきっかけによる多様な関係をもとに、互助を進めるべきではないか。

地縁を深め、それを支えるつながりを

また、同報告書では、昨今の社会情勢のなかで、特に都市部においては「地縁・血縁が希薄になりつつある」ことも報告されています。

お互いにつながることに対して、煩わしさや人間関係の変化などから、デメリットに感じる人も少なくないという姿が見えてきたのです。

この報告書から10年以上が経過した現在、地域を見渡してみると、都市・農村部関係なく、地縁・血縁の希薄化が進んだところが多いのではないだろうか。

その一方、地域には、新たなつながりも生まれてきています。趣味や興味、知的活動、身体活動、レクリエーション、社会活動など、住民それぞれが興味・関心のある個別活動をきっかけに、多様な関係が育まれています。皆さんの地域の公民館でも、日夜いろいろなサークルや団体が活動していることでしょう。

こうしたつながりは、生まれ育った環境に依存し自分では取捨選択できない地縁・血縁的なつながりとは異なり、自身のやりたいこと・好きなものを通じたつながり方です。

つながり方が、どのようなスタイルになったとしても、それにより住民同士が助け合う関係を築けるのであれば、それはまさに現代ならではの近所づきあい、助け合いの姿だと言えるでしょう。

実は、こうした住民主体の、地域におけるつながりを応援・支援してくれる組織が、

多種多様にあることにも、注目したいものです。

例えば、子どもの貧困率が大きな課題となった現代、その子どもや保護者を支援する組織として、「子ども（地域）食堂」という形態が、全国各地に広がりました。

このスタイルは、福祉に関わるボランティア団体やNPO法人だけではなく、福祉とは縁のなかった飲食店や他業種企業が、社会貢献活動の一環として、大きな役割を果たしています。

こうした社会貢献活動も、ひと昔前と形態は異なりますが、現代社会ならではの「お互い様精神」に根付いたものといえるかもしれません。

福祉は、特定の専門職などの支援者だけではなく、住民誰もが携われるのだとすれば、あらためて「生活者」の一人として、自分たちの身近なところに、どのようなつながりや組織があるのかを、見なおしてみる機会を作りましょう。

そして、「支援者」である民生委員という視点を通して、どのような組織と、どのようにつながっていくことができるのかを考えてみましょう。

ぜひ、次頁のワークシートを活用しながら、皆さんの地域ならではの地域共生社会像について話し合ってみてください。

地縁

- 町会・自治会／●防犯・防災／●寺・神社／●消防団／●婦人会／●おやじの会／●こども会 等

支援組織

- (小域) ●民児協／●社協／●地域包括支援センター／●社会福祉施設／●青少年育成団体／●老人クラブ／●日赤奉仕団／●サークル／●PTA 等
- (広域) ●市町村民児協／●市町村社協／●市町村防犯・防災組織／●県健康福祉センター／●中核支援センター／●市町村青少年育成団体／●市町村老人クラブ／●食生活改善推進員／●農協／●NPO／●地域づくり団体／●ボランティアセンター／●シルバー人材センター 等

地域再発見
×
組織

「組織」を探そう！

地域には、町会・自治会などの「地縁」組織から、地域づくりや生活・福祉に関わる「支援」組織など、実に多くの「組織」が関わりを持っています。

皆さんは、生活者でもあり、住民の身近な支援者でもあります。福祉的な視点だけではなく、広く「自分たちの地域には、どのような組織があるだろうか？」という気持ちで、地域を見渡してみましょう。

STEP 1

まず、地域の「生活者」の目線で考えてみましょう。

下記項目のような団体は、多くの地域で組織されていると思います。皆さんが暮らす地域にある様々なつながりについて振り返ってみましょう。

- 1 趣味・興味活動としてつなわれそうな組織・団体
(例:ふれあい・いきいきサロン／料理教室／カルチャーセンター／フリーマーケット)
- 2 知的活動としてつなわれそうな組織・団体
(例:図書館／博物館／美術館／生涯学習センター／神社／寺院／教会)
- 3 身体活動としてつなわれそうな組織・団体
(例:ラジオ体操サークル／太極拳／スポーツジム／アスレチッククラブ)
- 4 レクリエーションとしてつなわれそうな組織・団体
(例:キャンプ場／お祭り実行委員会／ボーイスカウト)

5 社会活動としてつなぐれそうな組織・団体

(例:学校等での世代間交流プログラム(読み聞かせ・紙芝居等)／環境保護団体／動物愛護団体)

STEP 2

次は、「支援者」である民生委員の視点で考えていきましょう。

上記ステップ1で見つかった組織・団体とは、これまで、どのようなつながりがありましたか？ また今後、民生委員として、どのような関わりを持っていけるでしょうか？ その可能性について、皆さんで話し合ってみましょう。

MEMO

(地縁組織) 町会・自治会や防犯・防災組織など、その土地に暮らす住民で構成される地縁組織は、日頃から多くの場面で協力関係にあります。ひと昔前に比べて、加入者の減少や高齢化が進み、住民同士で顔をあわせる機会が減り少なくなりました。それでも、できるだけ行事には参加し、年に数回でも顔をあわせると、挨拶や会話を通して、近況を窺う機会にもなりますし、以前との変化にも気が付けるので、積極的に参加するようにしていきましょう。

(支援組織) 地域には、(P23 左下の項目にあるような)多種多様な組織が、福祉や地域づくり、防犯・防災等の特定の活動を通して、地域との関わりを持っています。長年活動していても「名前は聞いたことがあるけど、どういう活動をしているかわからない」という団体もあると思いますが、イベントなどでお会いした際にはできるだけ活動等について聴いてみるとよいでしょう。

民生委員や民児協のことを「知ってもらう」ことも大切ですが、地域で活動する「組織を知る」ことも、とても大切なことだと思います。



泉 恵造 (いずみ・けいぞう)

本誌編集委員
合同会社泉恵造研修企画工房
代表社員

2 事業報告 決算

令和4年度 事業報告 (概要版)

※詳細は、本会HPをご参照ください。
(<https://www.chiba-minkyō.or.jp>)

1. 研修事業

(委託事業)

- ① 単位民児協会長研修会 (全1回)
(期日) 令和5年2月24日(金) / (場所) 千葉市民会館 / (人数) 285名
- ② 事例検討研修会 (全6回)
(期日) 令和4年10月24日(月)他 / (場所) 千葉市民会館他 / (人数) 260名
- ③ 新任民生委員児童委員研修会 (全6回)
(期日) 令和4年12月7日(水)他 / (場所) 君津市民文化ホール他 / (人数) 2124名
- ④ 主任児童委員研修会 (全1回)
(期日) 令和5年2月28日(火)他 / (場所) 千葉市民会館 / (人数) 427名
- ⑤ 相談技法研修会 (全4回)
(期日) 令和5年2月8日(水)・9日(木)
(場所) 県教育会館 (人数) 249名
- ⑥ 全国民生委員児童委員大会
(期日) 令和4年10月19日(水)・20日(木)
(場所) 愛知県・名古屋市 (人数) 11名

(派遣事業)

(自主事業)

2. 指導事業

- ⑦ 全国民生委員児童委員リーダー研修会
動画配信 / (人数) 253名
- ⑧ 全国児童委員・主任児童委員研修会
動画配信 / (人数) 254名
- ⑨ 関東ブロック民生委員児童委員研究協議会
(期日) 令和4年7月28日(木)・29日(金)
(場所) 静岡県・浜松市 / (人数) 8名
- ⑩ 全国民生委員指導者研修会
(期日) 令和5年2月1日(水)・3日(金)
(場所) ロフォス湘南 / (人数) 2名
- ① 第20回千葉県民生委員児童委員大会
(期日) 令和4年9月6日(火)
(場所) 県文化会館 (人数) 964名
- ② 指定民児協助成事業
(概要) 2地区への助成。助成民児協の研修会コーディネート(1箇所)
- ③ 市町村民児協事務局会議(オンライン)
(期日) 令和4年6月15日(水)
(人数) 46名
- ④ 主任児童委員連絡会 (2回)
- ⑤ ちば民児協だよりの発行(年2回発行)
(概要) 編集委員会2回開催
- ⑥ 「活動記録・状況報告・福祉票記入マニュアル」配布
- ⑦ HP更新・PRリーフレット配布

3. 法人事業

- ① 理事会 (6回)
- ② 評議員会 (3回)
- ③ 正副会長会議 (9回)
- ④ 決算監査会 (1回)
- ⑤ 慶弔事業 (下記の通り)
- ⑧ 民生委員・児童委員活動ハンドブック発行
- ⑨ アーカイブス事業の推進
- ⑩ サーマルカメラ等の貸出

●全国互助事業給付金状況(本会収支には関連なし)

種別		件数	金額	
公務	公務死亡	0件	0円	
	公務傷害	7件	230,000円	
一般	一般死亡	21件	630,000円	
	配偶者死亡	53件	765,000円	
	一般傷病	2ヶ月未満	13件	104,000円
		2ヶ月以上	71件	710,000円
	災害見舞	全壊・大規模半壊	0件	0円
		半壊	0件	0円
退任慰労		2,539件	10,443,000円	
計		2,704件	12,882,000円	

●県民児協弔慰金給付状況

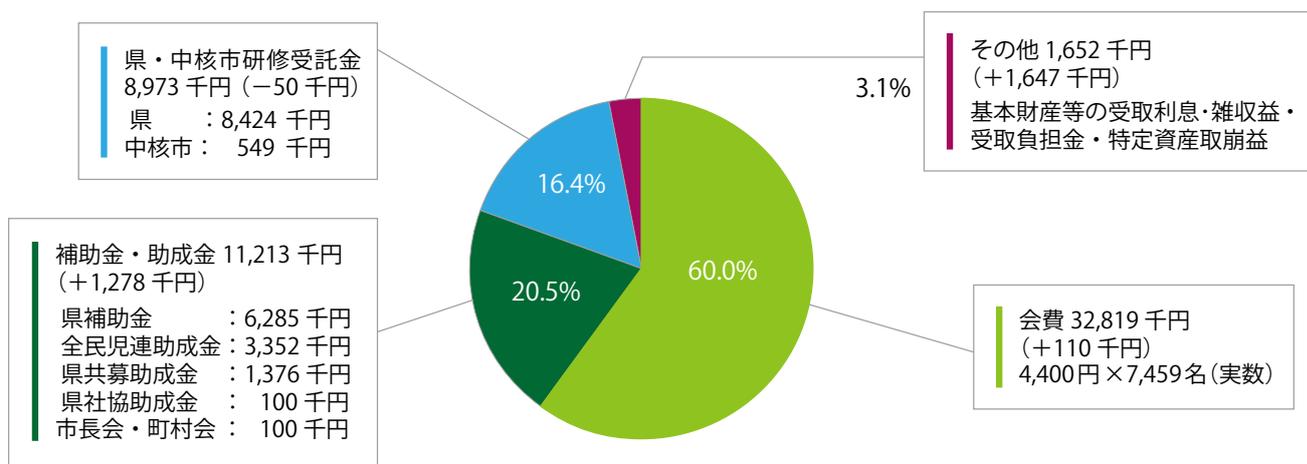
種別	件数	金額
物故者委員	22件	220,000円
配偶者	55件	165,000円
計	77件	385,000円

令和4年度 決算（概要版）

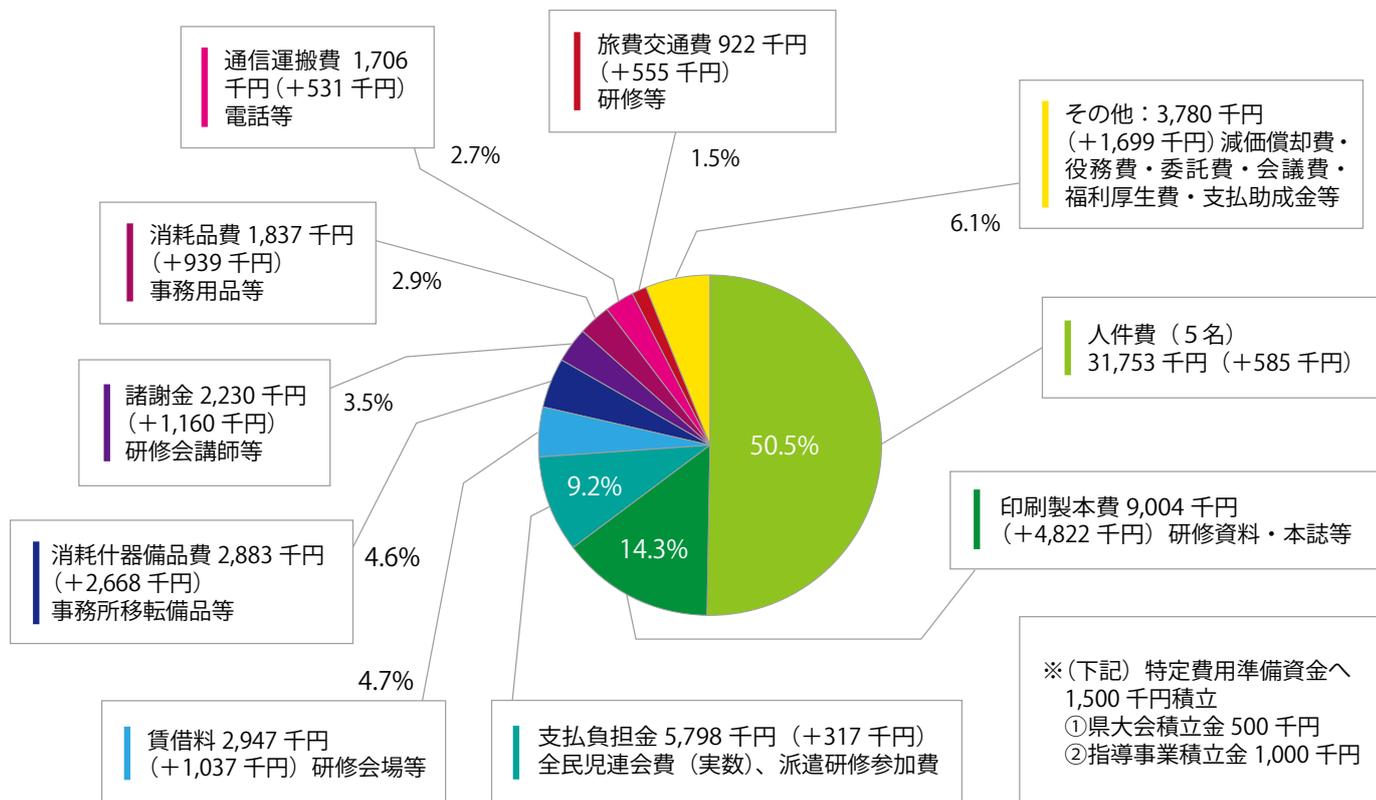
令和4年度事業決算（正味財産増減計算書）の概要は、下図の通りとなります。より詳細な内容についてご覧になりたい方は、本会HPに平成25年度以降の財務諸表を掲載していますので、そちらをご覧ください。

※(カッコ)内の±は前年比の増減です。
※下記数字は、100円以下は四捨五入で記載

1 収入の内訳（概要） 経常収益計：54,659千円（前年比－2,985千円）



2 支出の内訳（概要） 経常費用計：62,864千円（前年比＋14,316千円）



お知らせ

民生委員・児童委員応援ピンバッジの販売開始！

全民児連では、次期改選に向けて、多くの方に民生委員制度を知っていただき、民生委員活動の応援団を増やすことを目的に、関係機関・団体、地域住民向けの「ピンバッジ」(右図)を作成しました。デザインは、制度 100 周年の際に作成した応援バッジを、一部リニューアルしています。

全民児連では、その他PRグッズも多数ご用意しています。ぜひ、地域住民や関係機関へのPR活動にご活用ください。

- (販売額) ● 1セット (10個) 3,500円 (税込)
- 送料 1,000円 (税込) 5セットまで同額

※上記のほか、チラシやパンフレットなどもあります。PRグッズの詳細は、全民児連HPに掲載されている「民生委員・児童委員PRグッズ注文用紙」をご参照ください。

(URL) <https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>
(パスワード) 20131201



編集後記

本号では、第82号の続編として、地域共生社会を主テーマに、「地域を知るー地域共生社会ー」と題して特集を組みました。

民生委員活動をしていると、つつい福祉の視点で地域を見てしまいがちですが、時間のあつらふらつと街を散策してみると、「こんな所にお店ができたんだ」、「新しい道ができてる」などなど、それまで気が付いていなかった街の変化に出会うことがあります。

民生委員を退いた後も、この街での生活は続きます。あらためて、「生活者」としての視点も大切にしながら、今後の民生委員活動に取り組んでいきたいと思つています。

皆さんもぜひ、ご自身が暮らす地域のことを見なおす時間をもってみてください。

ちば民児協だより編集委員長 山名 恵子

お知らせ
2

令和5年度 春・秋の勲章・褒章受章者

次の方々が、褒章・勲章の栄に浴されました。誠におめでとうございました。

令和5年春の褒章・勲章

藍綬褒章 (社会福祉功勞)	船橋市 畠中 ツヤ子 様
藍綬褒章 (更生保護功績)	四街道市 金崎 幸子 様
旭日单光章 (地方自治功勞)	流山市 小泉 勲 様
瑞宝双光章 (警察功勞)	市原市 大根 博 様
瑞宝双光章 (警察功勞)	佐倉市 枝松 幸四郎 様

令和5年秋の勲章

瑞宝双光章 (社会福祉功勞)	富里市 宮川 朱実 様
瑞宝单光章 (社会福祉功勞)	鎌ヶ谷市 今村 喜和子 様

発行日：令和5年12月15日

発行人：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会 会長 高橋 君枝

発行所：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会
〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター内
電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084 E-mail：home@chiba-minkyoo.or.jp

作成：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会「ちば民児協だより編集委員会」
作成協力：合同会社 泉恵造研修企画工房

その他：本会会員以外の方が複製・転載等で使用される際は、事前にお申し出ください。本誌の発行には、皆様の善意による共同募金の配分金を一部活用させていただいております。

